

## 活用力と本校の「5つのつきたい力」の関連

学校教育法の一部改正において第30条第2項では、「前項の場合において、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と定められた。

教育基本法・学校教育法の改正において教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、学力の重要な3つの要素も明確に示された。

### 【学力の重要な要素】

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③学習意欲

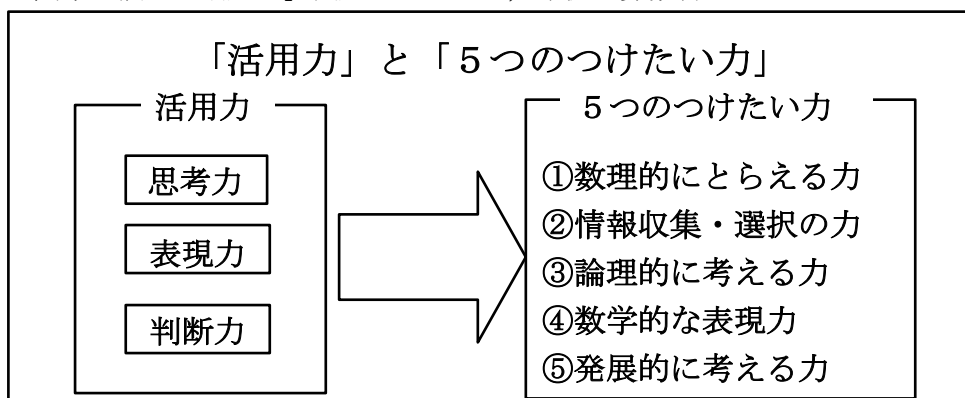


### 【石川県の活用力のとらえ】

知識・技能を活用して課題を解決するために必要な**思考力・判断力・表現力等**



全国学力調査「活用 B」問題を基にした、本校の算数科における「5つのつきたい力」



### 【5つのつきたい力】

数理的にとらえる力	・物事を数・量・図・形などに着目して観察し、的確にとらえる力
情報収集・選択の力	・与えられた情報を分類整理し、必要なものを適切に選択する力 ・情報を式、図、グラフ、表などと関連づける力
論理的に考える力	・筋道を立てて考える力 i) 帰納的な考え方 「いくつか調べたらこうなったよ。だから、〇〇といえるのではないかな。」 ii) 類推的な考え方 「同じような場面だから、前に習ったことが、ここでも言えるのではないかな。」 iii) 演繹的な考え方 「これは、確かに〇〇といえるよ。そのわけは、・・・だからだよ。」
数学的な表現力	・式、図、グラフ、表、算数的用語などを用いて、自分の考えを表す力 ・式、図、グラフ、表、算数的用語などを用いて、説明する力
発展的に考える力	・学んだ知識・技能・考え方を生かし、さらに発展的に考える力 ・他教科や実生活へ活用できる力

